

榎森 進著

## 『アイヌ民族の歴史』

市毛 幹 幸

本書は「アイヌ衰亡史観」や「和人への同化史観」を克服した新たなアイヌの歴史記述を提起し、アイヌを主体とする歴史研究を牽引してきた榎森進氏が、かつて発表された『日本民衆の歴史 地域編⑧ アイヌの歴史―北海道の人びと「2」』（三省堂 一九八七年）以来、二〇年の時を経て新たに提示したアイヌの本格的通史である。

三省堂版は、北海道アイヌが歩んだ古代から昭和五九年（一九八四）までの歴史過程を学ぶのに要を得た入門書であったが、本書は三省堂版以来蓄積された国内外の膨大な研究成果や最近の研究動向にも目配りがなされ、その内容を盛り込んだ重厚な研究書となっている。例えば、前近代の記述で注目されるのは、北海道アイヌに焦点を絞った三省堂版にない、北奥地域からサハリン・千島列島までの全アイヌを包括していることである。そして、北東アジアのなかのアイヌという観点からモンゴル・元朝、明朝、清朝のアムール川下流域、サハリンの諸民族支配の特徴とサハリンアイヌに関する諸問題が大きくとりあげられている。また、アイヌと日本近世国家・和人とのかわりにおいては、両者関係の問題点が一挙に噴出した一七世紀後半のシャクシャインの戦いと一八世紀末のクナシリ・メナシの戦いの二度のアイヌ蜂起に各々一章を割いた記述

がなされているが、特に後者は本書において新たに章立てされ、場所請負制下のアイヌをめぐる諸問題をとりあげて、このアイヌ蜂起の歴史的意義を論じている。

一方、本書の約半分の分量が割かれている近代以降の記述では、近代天皇制国家をめぐる国際環境のなかのアイヌという観点からその歴史的位づけが示されている点や平成一八年（二〇〇六）までのアイヌの民族復権、権利回復のための闘いを通観して、現在のアイヌとともに日本社会が解決しなければならない課題が提起されている点は三省堂版と異なる本書の特色となっている。

本書は本文六三九頁・上下二段組み、文字通りの大著であるため、紙幅の関係で内容のすべてを紹介することはできない。以下で各章ごとの構成と内容を紹介するが、特に内容については、あくまでも国家による異民族「支配」のあり方という筆者の関心と理解の範囲を超えるものではないことを予めお断りしておく。なお、本稿での本書の内容にかかわる用語の表記は、本稿の性格上、榎森氏の用法にしたがっていることも付言しておく。

「プロローグ」では、アイヌを主体とした通史記述において、三省堂

版以来通底する榎森氏の問題意識がアイヌ差別の歴史過程をさぐることにあることが、本書を紐解く際の道標として示されている。

「第一章 古代社会とアイヌ民族」では、まず、考古学の領域から前アイヌ文化と規定されている擦文文化（七〜一二世紀・北海道〜東北地方北端）や併行して展開したオホーツク文化（七〜一二世紀・サハリン〜北海道北部、東部のオホーツク海沿岸地方）、両文化が融合したかたのトビニタイ文化（形成の時期は九、一〇〜一二世紀か・北海道東部）の特質が説明される。特に擦文文化については、遺跡発掘事例の僅少さから過大評価はできないと留保しつつ、共同体間（擦文社会と日本社会）の交易関係の発展により前代の続縄文文化（二〜六世紀・北海道〜東北地方北部）期の社会から飛躍的に発展した社会であったとし、階層分化・階級差の発生を推定している。また、榎森氏はこうした擦文社会の特質のなかに、実態は定かでないものの、八世紀以降の文献史料にあらわれ、古代国家に朝貢した「渡島エミシ」の動向を想定している。

その上で、古代国家と擦文文化を担ったエミシ（「毛人」、「夷」、「蝦夷」、「狄」、「狄」とも表記。「あらぶる者」、「まつろわぬ人」。特定の異民族を指すのではない政治的・文化的観念）の関係について、古代国家は北方への支配地域の拡大により内国化した地域とそれ以外の「蝦夷村」（エミシ居住地。地域的範囲は後の郡に相当）との間に明確な地域的・身分的区別を設け、安倍、清原、奥州藤原氏などの豪族を介して「蝦夷村」・エミシの一体的支配を実現したと説明する。そして一〇世紀以降、こうした豪族を介した、国家による地域・住人の支配の過程でエミシ呼称は「エゾ」（「夷」、「蝦夷」、「狄」、「狄」とも表記。人種的観

念。以下、蝦夷と表記）へと変化していったと結論している。

「第二章 「夷島」とアイヌ民族」では、奥州藤原氏の奥羽地方支配を継承した中世国家・鎌倉幕府の「東夷成敗権」のあり方を根拠に、一方で「夷島」を国家領域の外としながら、他方で住人たる蝦夷Ⅱアイヌに対して国家が支配権を獲得していく過程が説明されている。また、北東アジアのなかのアイヌという視角にもとづいて中国側史料を用いて一三世紀半ばから一四世紀にかけてのサハリンとアムール川下流域を舞台としたモンゴル・元朝、ギリヤーク（ニブヒ）とサハリンに進出した北海道アイヌとの関係が、特に抗争の過程を中心に概観されている。榎森氏は一三世紀からの北海道アイヌのサハリン進出の理由にサハリンの交易資源、食糧資源の豊富さをあげ、こうしたアイヌの動向の背景に日本社会との交易活動の活発化を指摘し、この時期をアイヌの擦文文化からの脱却期と結論している。加えて、アイヌのサハリン進出とギリヤークとの抗争が元朝のアムール川流域諸民族の反元武装蜂起に直結した可能性を指摘して、アイヌの動向は元朝の同地支配の脅威であったと論じている。

「第三章 アイヌ民族と大陸・日本」においては中国・明朝とアイヌ、中世国家とアイヌの関係が北東アジア史の視角から記述されている。まず、建国以来、東アジアに冊封・朝貢関係を基軸とする国際関係秩序を形成してきた明朝のアムール川流域やサハリンの諸民族支配体制の確立が朝貢関係を含めた諸民族間交易の発展を促し、アイヌの「交易の民」としての性格をより濃厚なものとしたと述べる。一方、中世国家との関係においては、室町幕府の「蝦夷沙汰機構」たる安藤氏の「蝦夷」統轄

権限が強化されるに至り、サハリン・北海道アイヌと日本社会との交易活動の進展の度が増すほど、その交易活動を統轄しようとする安藤氏とアイヌ社会との矛盾が大きくなっていったという。これに加えて、その後の中世国家権力間の動向として、北奥地方における南部氏の支配権拡大と安藤氏の「夷島」渡海、惣領家断絶・再興の過程や蛸崎氏の台頭と「夷島」支配者への成長の過程を通過して、これらの過程とアイヌ社会との関係が詳述されている。そして榎森氏は、この段階におけるアイヌ社会の特質として、コシャマインの戦い（長祿元年（一四五七））に代表される和人権力に対するアイヌの大規模蜂起のあり方を取りあげて、特に北海道南部のアイヌ社会では日本社会との活発な交易活動を媒介として階層分化が進み、特定の首長層を指導者とする、政治的結合性を持つ集団が成長しつつあったことをあげている。

「第四章 分断されたアイヌモシリ」では、まず、近世国家の成立過程で松前氏（慶長四年（一五九九）に蛸崎姓から改姓）が豊臣秀吉朱印状（文祿二年（一五九三））と徳川家康黒印状（慶長九年）の二段階で国家権力からアイヌ交易独占権を公認され、松前藩が成立し、蝦夷地・アイヌと近世国家との関係が幕府―松前氏―蝦夷地（アイヌ）として再編される過程が詳述される。そして、この過程で北海道から本州北端に居住していたアイヌは、近世大名権力の成立により蝦夷地（松前氏）、津軽（津軽氏）、下北（南部氏）に分断されることになったという。また、榎森氏は蝦夷地・アイヌと近世国家との関係は、対アイヌ交易独占権にもとづく松前藩の再生産構造と密接不可分であったことのみならず、「四つの口」（長崎―オランダ・中国、薩摩―琉球、対馬―朝鮮、松前

―蝦夷地（アイヌ）の対異国・異域（異民族）関係を基軸とする近世国家の日本型華夷秩序の一環にアイヌを組み込むものであったと述べる。アイヌは松前藩を介して近世国家と対峙する関係に置かれ、政治的・身分的に近世国家に従属した「化外の民」としての「蝦夷」、経済的には交易相手、収奪対象としての「蝦夷」に位置づけられることになったのである。榎森氏は、日本前近代の国家によるアイヌ差別、支配と収奪関係は、古代以来の国家公権による、中華思想・華夷意識（自己を文明の中心として、周辺国家・異民族を野蛮視する考え方）を軸とした辺境・異民族に対する差別意識を基礎としつつ近世国家によって最も直接具体的、構造的に成立するに至ったと指摘する。

「第五章 シヤクシャインの戦い」では、近世最大規模のアイヌ蜂起とされるシヤクシャインの戦い（寛文九〜十二年（一六六九〜七二））の歴史的位置づけが提示される。まず当時のアイヌ社会については、日本社会・松前藩との交易関係から河川流域に形成された集落の首長（共同体首長）の政治的・経済的地位が向上し、地域により他の首長をも支配下にした大首長が成長し、大首長―首長―共同体成員のヒエラルヒーが形成され、且つ、これら共同体を中心に、文化的共通性や血縁関係にもとづいて諸集団を集約した、政治的結合性のある地域的大集団が形成されていたと説明される。しかし一面において、アイヌ社会の再生産構造は松前藩や日本社会との交易に支えられる形態に編成されており、松前藩との政治的・経済的関係の濃淡によってアイヌ各集団の行動が多様化し、共同行動が困難になっていたともいう。蜂起はアイヌ側の敗北に終るが、榎森氏は蜂起後の一七世紀末から一八世紀初頭の蝦夷地アイヌ

社会の歴史過程を、松前藩によるアイヌ社会の政治的・経済的支配の強化と商場生産力や松前三湊（松前・江差・箱館）と本州方面との商品流通の発展を背景に、商場経営（アイヌ集落（コタン）に設定された交易権を知行として家臣に分配する松前藩の商場知行制にもとづく）がアイヌを交易主体としたものから商場内で商人の請負による漁場経営を主体としたもの（場所請負制）に変質、定着していく過程とみている。榎森氏の説明に従えば、シヤクシャインの戦いを契機として、アイヌは日本社会の交易相手から漁場の下層労働者、特定の請負商人（場所（商場と同義）請負人）の収奪対象へと変質し、共同体は漁場経営の労働力供給源となり、アイヌ社会固有のあり方は破壊されることになったといえる。

ところで、本章では近世権力（弘前・盛岡両藩）にとつて「内なる異民族」である本州（津軽・下北）アイヌについて、藩政や「藩意識」との関係の観点から、支配のあり方、存在形態、生産・生業、和人への編入などの諸問題について説明されている。和人への編入についてみると、弘前藩では飢饉や藩財政の窮乏化、対ロシア関係の緊張と蝦夷地警衛動員を契機とする宝暦六年（一七五六）と文化三年（一八〇六）の二度の編入政策の動向が述べられている。また、盛岡藩では領内に特有な「国風」の風俗を「蝦夷国」・「異国」と同一視されるとして否定し、江戸風・他国風の風俗や文化の導入が進められたという。そして実態は判然としないながら、こうした「藩意識」をもとに文化五年以降に領内アイヌの同化が行われたと推定している。しかし一方で、本州アイヌが名・姿を和風化させつつ自己の物質・精神文化は幕末に至るまで保持し続けていたことが、北奥の民衆がアイヌ文化を受容していたことと併せ

て記述されている。

「第六章 クナシリ・メナシの戦い」では、寛政元年（一七八九）のクナシリ・メナシ地方（国後島・道東地方）アイヌの蜂起について、その歴史的位置づけが示されている。まず、当該地域を含む東蝦夷地東部のアイヌ社会の特質であるが、地域のアイヌ社会は近世権力からその自律性の強さを認識されており、松前藩の経済支配実現形態である商場の設置、或は場所請負制への組み込みも他の地域に比して遅く、一八世紀半ばに至っても松前藩の政治的支配は貫徹していなかったという。しかし、シヤクシャインの戦いと比較して、この蜂起が大規模なものに至らず、比較的速やかに終息したことも含めて、当時のアイヌ社会の状況を、松前藩の政治的支配が貫徹していなかったとはいえ経済的側面では商場知行制や場所請負制の拡大をうけ、同藩との交易に依存しなければ、地域社会の再生産が不可能な状態にあったと説明している。榎森氏の記述を借りて換言すれば、場所請負制の展開によりアイヌ社会共同体の分断・破壊が進行し、この段階ではシヤクシャインの戦い当時のように、全民族的エネルギーを結集した組織的闘争が不可能となっていたといえる。その他、本章では松前藩の蜂起鎮圧行動とロシア南下の情勢下、蜂起へのロシア関与を恐れた幕府の対応や戦後処理のあり方などの過程を通観した後、蜂起鎮圧後に連続する外国勢力の接近と幕府による全蝦夷地アイヌ社会の近世国家への編成までが展望されている。榎森氏はこの蜂起をアイヌの和人、松前藩に対する最後の武装闘争であるとともにアイヌが全民族的規模で日本国家へ編成されていくことになる最初の契機であったと位置づけているようにみられる。

「第七章 ロシア・清朝・日本の狭間で」では、一八世紀末以来近世国家崩壊までの対ロシア問題を中心とする対外危機と近世国家の対外編成原理の再編過程、清朝のアムール川下流域・サハリン諸民族支配・編成のあり方とサントン交易の問題、一九世紀後半の沿海州のロシア領化とサハリンにおける日露国境問題など幅広い問題がとりあげられ、それらのもとでのアイヌの動向が詳述されている。本稿では特に、近世国家の対外（特にロシア）関係編成と蝦夷地・アイヌの位置づけについて、榎森氏の記述を紹介する。

近世国家は蝦夷地Ⅱ「異域」、アイヌⅡ「化外の民」と位置づける一方で、一八世紀末以来の対外危機の現実化への対応で、その崩壊に至るまで蝦夷地Ⅱ「内国」、アイヌⅡ「和人」の性格を実効化する政策を展開した。しかし、榎森氏はこうした政策には自ずと限界があったと述べる。そして、近世国家の対外編成のあり方において蝦夷地・アイヌの位置づけに変容があったとはいえ、その対外編成原理である日本型華夷秩序のなかで「異域」としての蝦夷地、「化外の民」としてのアイヌの位置づけは不可欠の存在であったことを指摘している。この榎森氏の指摘は、蝦夷地・アイヌの位置づけの変容が近世国家の性格の変容をも含意するものであり、この政策の変容と限界に近世国家崩壊の萌しが内包されていたということを示唆しているように思われる。

以下の三章がアイヌの近現代史記述である。

「第八章 近代日本とアイヌ民族」では、まず、前近代と近代での国家と蝦夷地・アイヌとの関係の歴史的位置づけの相違が示される。一九世紀、欧米列強の東アジア進出を契機に、中国冊封体制を軸とする前近

代的な東アジアの世界秩序が崩壊し、東アジア世界で独自の日本型華夷秩序を確立した日本も新たな国際関係のなかで国家主権を確立しなければならなかった。そのために国家体制再編が必要となり、結果として近代天皇制国家が成立し、そのもとで国家主権の確立が目指されることになった。近代国家は国家体制の再編において、近世国家の蝦夷地・アイヌ政策を否定し、新たな政策を展開することになる。それが和人地・蝦夷地区分体制の否定、北海道改称と近代国家の支配領域としての国郡制施行（明治二年（一八六九）を起点とする北海道開拓政策である。榎森氏は開拓政策は近代国家にとつて、国家の中心たる天皇の威光を示す重要事業に位置づけられたと述べる。そして、そのためのアイヌ政策として、明治四年の戸籍法公布によるアイヌの国家への編入と創氏の強制、アイヌ文化の「野蠻」視と禁止を通じて、和人への同化強制が展開されたという。その一方で、近代国家は戸籍簿作成段階からアイヌを和人と区別し、「旧土人」呼称を用いるようになる。また、開拓政策の展開過程で場所請負制の廃止（明治二年。完全廃止は同九年）、「北海道土地売買規則」・「地所規則」（同五年）、「北海道鹿猟規則」（同九年）などを施行するが、榎森氏はこうしたことが結果としてアイヌの生活・生産の場、山野河海での狩猟・漁業権を奪うことになったと指摘する。さらに、明治八年の樺太・千島交換条約により幕末以来の懸案であったロシアとの国境問題は解決するが、これを契機にサハリン（明治八年）・千島（同一七年）両地域居住のアイヌの強制移住が北海道内のアイヌ強制移住と併行して行われ、アイヌの先住権は奪われていくことになった。このことを伏線として、榎森氏はアイヌの土地問題に言及する。すなわち、明

治一九年「北海道土地払下規則」、同三〇年「北海道国有未開地処分法」を契機とする和人への大規模な土地払下げ、原野開放により明治二〇年代以降、和人移住民が急増して内陸部開発が進み、アイヌ生活圏の維持が脅かされ、和人との接触による伝染病流行とも相俟ってアイヌの生活破壊が進行していくのである。榎森氏はこうした近代国家のアイヌ政策を民族の生活様式や文化的伝統を無視した一方的なものと規定している。近代国家はアイヌを「帝国ノ臣民」と位置づけたが、その現実の政策は和人のアイヌ差別観を助長していくものであったことが理解できる。

「第九章 「北海道旧土人保護法」とアイヌ解放運動」では、まず、榎森氏の「北海道旧土人保護法」（以下、保護法と表記）に対する評価が示される。保護法は明治三二年、和人と同じ「我皇ノ赤子」、「帝国ノ臣民」であるアイヌを「一視同仁」（万人平等、一様に仁愛を施す）という「教旨」、「聖旨」にそって「救済」することを目的に制定された。

榎森氏は保護法について、アイヌにとって当時、懸案となっていた土地授産、救済、医療、教育、共有財産管理などの解決にむけて一定の方策を示したものと述べる。しかし、保護法制定の背景に当時の日本が抱えていた条約改正早期解決のために欧米列強と対等な「文明国」の体裁を示す必要性があったことを認めつつ、榎森氏はこの法律の現実としての歴史的役割について、アイヌを強制的に農耕民化し、一方で差別問題に何ら触れず、むしろ差別を補強するかたちをとりながら、目的の「救済」とはほど遠い、アイヌの皇民化、臣民化教育を進めるものであったと説明する。そしてその本質を、アイヌの民族的個性を全面否定し、人

権を無視して日本社会への同化と天皇制国家への忠誠を強要する以外のなにもでもないのだと断じるのである。その上で、榎森氏の視点はアイヌ自身の差別克服の闘いにむけられる。例えば、日露戦争（明治二七―二八年）に際して、自らを「帝国ノ臣民」に位置づけ和人への同化を進め、兵役などの国家に対する義務を積極的に果たそうとするアイヌの姿が紹介されるが、こうしたアイヌの姿勢は国家によってアイヌの皇民精神・天皇制国家への忠誠心涵養、つまり、アイヌの忠君愛国教育に利用されたと指摘する。しかし、大正期になると皇民化、臣民化政策のもとでアイヌ小学校での和人同等の教育を要求し、或は、長い差別や抑圧と同化政策のもとで忘れられつつあった民族の伝統文化を守り育てようとする人々の活動があらわれ、昭和初期にかけた時期には人権意識の高揚にあわせてアイヌ自らがアイヌ差別に対する批判を展開するようになったという。加えてアイヌによる全道組織の北海道アイヌ協会設立（昭和五年（一九三〇））、全道アイヌ青年大会開催（同六年）、旭川近文アイヌの土地返還要求運動、保護法改廃運動（同八―九年）などが詳細に紹介されている。アジア・太平洋戦争期には天皇、国家への忠誠を強要され、政治的、差別問題の発言や権利の主張は不可能となりアイヌも戦争に動員されたが、榎森氏は昭和初期の運動を明治以降のアイヌの歴史の一つの画期となる重要な時期と位置づけている。

「第一〇章 立ち上がるアイヌ―戦後編」では、戦後も依然として存在する和人からの差別をうけながら戦後民主主義の社会動向を背景とした、例えば、昭和二一年に創立された社団法人北海道アイヌ協会を中心とする権利獲得を目指した諸活動や国政選挙への立候補などのアイヌの

主体的活動が詳しく紹介されている。ところが他方で、アイヌへの差別が根強く存在する要因として、榎森氏は戦後の民主主義改革がアメリカの対日政策の影響で不十分であったことともに憲法に先住少数民族にかかわる条項がなく、民主主義国家建設の理念にアイヌに関する視点が欠けていたことを指摘している。このことは本章でも紹介されているアイヌの歴史を無視した「北海道百年」記念事業、和人の地域「開基」意識にもあらわれているといえよう。また、アイヌをとりあげるマスコミもアイヌを「アイヌ系日本人」、「アイヌ系住民」と報道し、北海道における和人口増大の情勢下、アイヌの和人同化が進み、純粋なアイヌはもういないとの認識が広がり、民族としての認知がなされないなどの現象もあらわれてきたという。榎森氏はこうしたことに関連して昭和三六年に社団法人北海道アイヌ協会を改称して発足した社団法人北海道ウタリ協会の「ウタリ」の用語が示すように自身をアイヌと自称できないほどアイヌに対する差別意識が強固であったことを指摘している。しかし、七〇年代以降、差別からの解放を目指した多様な活動が活発化する。榎森氏は数多くの事例を紹介しているが、特に八〇年代の「アイヌ新法」制定を目指した運動には多くの頁を費やしている。そして、この運動の背景として、アイヌ差別問題には部落差別問題にかかわる同和対策事業特別措置法のような法的拘束性のある基本法が存在しなかったことやアイヌ自身による海外先住民族実態調査報告を通じた民族としての自覚、国際的に先住少数民族の権利にかかわる問題意識が高揚するなかで日本政府が国際社会においても自国に少数民族は存在しないとの立場をとっていることなどをあげている。特に最後の問題についての説明は詳しい。

こうしたことの上に昭和五九年、北海道ウタリ協会が日本におけるアイヌの存在の認知、民族の誇りの尊重、アイヌの権利の保障を基本として、人種差別の一掃、民族教育と文化の振興、経済自立対策などを内容とする「アイヌ民族に関する法律(案)」と「北海道旧土人保護法」廃止要求を決議し、以後に展開される政府、行政機関などへの陳情活動、講演やシンポジウム、文化活動を通じての啓蒙活動など、アイヌの民族復権にむけた闘いの様を描いている。そして、ついに平成九年(一九九七)、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(以下、「アイヌ文化振興法」と表記)が成立・施行され、保護法は廃止されることになった。しかし、榎森氏はアイヌの先住権を規定せず、アイヌの差別撤廃や生活基盤を保障する条項を持たない同法を、アイヌが求めてきた「アイヌ新法」の内容と著しく内容を異にし、アイヌ文化振興のみを謳ったものと厳しく批判する。今後、同法を基本として和人のアイヌ文化への理解が進むであろう。しかし、榎森氏も述べるようにアイヌの最も強く望むアイヌ差別撤廃などの現実問題に同法が対応していない憾は否めない。

総括の「エピローグ」では、第一〇章での問題を踏まえて現在のアイヌが抱える諸問題について榎森氏が考える課題が提起される。それは、①アイヌが求めてきた本来的な「アイヌ新法」制定実現運動の必要性。②先住民族の権利に関する国際的動向を背景に国に対してアイヌを先住民族として、先住権を認めさせる運動の必要性。③全国に在住するアイヌを対象とする組織、団体設立の必要性。④全国のアイヌ子弟の教育向上のための奨学金制度確立の必要性。⑤アイヌ差別撤廃のための人権教

育強化、差別問題解決施策実施の窓口開設（ともに全国規模で）の必要性。⑥「アイヌ文化振興法」により設置された「アイヌ文化振興財団」支給の補助金を、文化振興の趣旨にそった活動を行っているアイヌへの生活経費を含めた補助金として改善していくことの必要性、というものである。榎森氏はこれらの課題を国民全体の課題として正しく理解することの必要性を説いている。

ここまで、榎森氏の問題意識に導かれつつ、筆者の関心のままに本書の内容を長々と紹介してきた。以下、前近代と近代以降の各々の記述に關して、若干のコメントを付して拙文を終えたい。

榎森氏の記述する前近代のアイヌ差別の歴史過程を簡略化すると次のようにいえるであろう。つまり、アイヌの人種・民族呼称の「エゾ」は、日本史の各段階の国家公権と北海道・東北地方の關係に規定されてきた。古代の「エミシ」観念は元來、奥羽地方の「まつろわぬ人」であり、世界の中心たる自己の周辺異民族を蔑視した中華思想にもとづいたものであった。しかし、これは特定の異民族を指すものではない、多分に政治的・文化的観念であった。やがて、古代国家の北方への勢力伸張により「エミシ」の呼称が「エゾ」へと変化し、地域的にも本州北端、北海道・千島へ移行し、その観念も淨穢観念と結びついてより強烈な差別意識となった。しかも地域観念の拡大に伴い、中世には異民族としてのアイヌを指す人種的観念の色彩が明確となった。そして近世には人種・民族呼称として定着し、近世国家の対外編成原理や日本社会との經濟關係のもと、アイヌ差別が固定化されていくことになった。

こうした理解にもとづいて「差別」について考えさせられたのは、国

家と異民族というレベルでの前近代のアイヌ差別とは一七世紀後半段階（シャクシャインの戦い段階）までは、蔑視に加えて畏怖と脅威を伴う観念的差別であつて、実態としては蔑視を含んだ、日本国家との「差異」化にとどまるものではなかつたかということである。

前近代の国家と蝦夷地アイヌ社會の關係をめぐっては、「支配」という用語で表現されるが、筆者はこの用語を文字通りの意味で使っていない。特に近世において、両者間關係にあるのは商場知行制、場所請負制を介したアイヌの經濟的從屬性であり、政治的に近世権力（松前藩）に蝦夷地アイヌ社會が「支配」されたとする何らかの根拠（支配原理に従わせるための権力による実効性のある強制力）を見出せていないからである。確かに蝦夷地アイヌ社會の經濟的從屬性の深化、場所における民間レベルでの暴力と差別意識は強烈なものがあつた、アイヌへの近世権力に対する目見強制などの政治的支配儀礼も整備されていた。しかし、民間レベルでの暴力によるアイヌの労働の強制は國家権力の支配原理にもとづいた政治「支配」から制度化されたものではなく、あくまで、經濟的從屬性を維持するためのものであつたとみられる。また、後者は実態としては観念的なものであつたと思われ、松前藩の強制力、或は軍事力も含めて、それらをアイヌ社會が實際の脅威や支配儀礼と認識していたかも知れない。そして、近世國家のアイヌ政治「支配」は松前藩に委任されるものであつたが、榎森氏も述べているように一八世紀末においても東蝦夷地東部地方では自律性が保たれており、この段階で蝦夷地全域に國家権力による政治「支配」は貫徹し得ていなかったのである。眞の意味での「支配」とは經濟的從屬性だけではそれたり得ず、そ

れとともに何らかの強制力を伴う政治「支配」が貫徹したときに用語として成立するものではないのだろうか。加えて、国家による異民族「差別」ということに限って言えば、「差別」は「支配」が成立し、畏怖や脅威といった観念が完全に払拭された段階で実態化するものではないのだろうか。その意味では前近代の国家によるアイヌ「支配」は実効性、地域性ともにシヤクシャインの戦い、クナシリ・メナシの戦いの戦後処理を経過して段階的に浸透し、一八世紀末の幕府による直轄化によって実態化されるのではないかと思われる。そして、国家によるアイヌ「差別」というレベルでみた場合、蔑視を含んだ「差異」化も、「支配」の浸透とともに真の「差別」に変容し、「支配」の実態化によって固定化されたのだと思われるのである。

ところで、本稿の冒頭で本書の大きな特色に、現在までに至るアイヌの近現代史を記述している点をあげた。本書で榎森氏は膨大な資料を博搜、駆使して、近世後期以降の、国家政策をうけたアイヌ社会の変容と歴史的存在としてのアイヌの主体的動向を描いている。そのために特に第九（後半）・一〇章ではアイヌの歴史は多分にアイヌの差別克服・民族復権の政治的・社会的問題、闘いの歴史として記述されているといえる。また、こうした記述にはアイヌの歴史的主体性を重視して、現在までの国や北海道、道内市町村へのアイヌによるアイヌ問題の働きかけとそれへの対応、その歴史的過程から浮かび上がる問題を、アイヌ側からの働きかけをうける側に批判的にとりあげるといふ意図が窺える。ここに「アイヌ衰亡史観」や「和人への同化史観」を克服した新たなアイヌの歴史記述を提起してきた榎森氏の近現代通史記述の方法論が提示さ

れているといえる。アイヌ差別の歴史過程をさぐるという問題意識を前提にしているため、アイヌの民族復権や権利獲得の問題、差別問題がとりあげられるのは当然のことである。ただ、「アイヌ衰亡史観」や「和人への同化史観」を克服すべくなされたアイヌの近現代史記述が政治的・社会の問題、闘いの歴史の文脈にやや傾いているように感じられることには、読者のアイヌ理解を表面的なものにするのではとの危惧を持たざるを得ない。北海道開拓や北海道を国家の存立・国益・防衛にかかわる地とする国家至上主義的思考様式の上に立案されたアイヌ政策を批判的に記述するのはともかくとして、大正・昭和期、敗戦後から現在までのアイヌの歩みを政治的・社会的問題や差別克服の闘いの歴史に集約して記述することは、アイヌの近現代史上での位置づけを却って「政治的・社会的に差別される民族」に固定化することになりはしないだろうか。アイヌに関する政治的・社会的な問題や差別との闘いの歴史に加えてそうした問題の土壌であるアイヌの歴史的要素としてのアイヌ文化や現在においても伏在する民族固有の文化世界の変化の流れなど、より多様な視角からの近現代史記述が和人の意識に固定化したアイヌ観の克服、より豊かなアイヌ像の創造に作用し、日本社会における民族の共生を定着させることにつながっていくのではないかと思われるのである。

もとよりここに記したことは榎森氏に投げかけられた問題提起に対する自分なりの咀嚼の結果に過ぎない。残念ながら、筆者自身の浅学非才のために全く的外れのことを記した憾があり、誤読・誤解を含めて榎森氏の意図を十分に汲み取れたか、非常に心許無い限りである。この点、榎森氏や読者諸氏にお詫び申し上げる。

本書は将来にわたって長く読み継がれる古典となるであろう。特に前近代において文献史料を遺さなかったアイヌの歴史を、アイヌを主体として描くことは方法論としても困難が伴うものである。その状況で古代から現在までのアイヌの通史を、現在までに蓄積された研究の水準を反映しつつ物された榎森氏に深く敬意を表したい。

最後に希望をひとつだけ述べさせてもらえるなら、本書で榎森氏が道を開いたアイヌを主体とした通史記述が発展し、今後、多くの成果が蓄積されていくことを期待したい。

(A5版、六七五頁、草風館、二〇〇七年三月刊、本体価格三八〇〇円)  
(いちげ・もとゆき 弘前市岩木総合支所総務課町史編さん担当嘱託員)